

別紙

総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準

1. 落札者の決定方法

（１）落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。

（２）落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、２の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、（１）の規定を準用する。

（３）次順位者以外に落札候補者がある場合は、（２）の規定を準用する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案等」をもって入札に参加し、次の（１）～（４）の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不适当であると認められるときは、落札仮決定者としない場合がある。

（１）入札価格が、予定価格の範囲内であること。

（２）入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

（３）評価値が、基準評価値を下回らないこと。

基準評価値＝標準点／予定価格×100,000,000

なお、予定価格の単位は円とする。また、基準評価値は小数第３位（小数第４位を四捨五入）までとする。

（４）入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成 15 年長崎県告示第 782 号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（履行能力確認調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

(1) 評価値の算出方式

評価値 = (標準点 + 工事品質リスク + 加算点) / 入札価格 × 100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

(2) 標準点

標準点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、100点とする。

(3) 工事品質リスクの算出方式

① 入札価格が履行確認強化価格(注1) 以上の場合

工事品質リスク = 0

② 入札価格が履行確認強化価格未満で、かつ、入札価格の内訳のいずれもが数値的判断基準(注2) 以上の場合

工事品質リスク = ((入札価格 - 履行確認強化価格) / 設計金額) × 100

なお、工事品質リスクは小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

③ 入札価格が履行確認強化価格未満で、かつ、入札価格の内訳のいずれかが数値的判断基準未満の場合

工事品質リスク = -60

(注1) 履行確認強化価格(千円未満は切り捨てる。)

【土木工事の場合】

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費相当額 × 1/5 …… (A)

(A)により算出した額が設計金額の0.85以上の場合、設計金額 × 0.85

(A)により算出した額が設計金額の2/3未満の場合は、設計金額 × 2/3

【建築工事の場合】

直接工事費 × 9/10 + 共通仮設費 + 現場管理費相当額 × 1/5 …… (B)

(B)により算出した額が設計金額の0.85以上の場合、設計金額 × 0.85

(B)により算出した額が設計金額の2/3未満の場合は、設計金額 × 2/3

【その他の工事の場合】

土木工事及び建築工事に準じて算出した金額

(注2) 数値的判断基準(千円未満は切り捨てる)

工事費内訳書の直接工事費が設計金額の直接工事費の75%

工事費内訳書の共通仮設費が設計金額の共通仮設費の70%

工事費内訳書の現場管理費相当額が設計金額の現場管理費相当額の60%

工事費内訳書の一般管理費が設計金額の一般管理費の30%

(4) 加算点の算出方式

加算点は、「(5) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。

加算点＝(入札参加者の配点合計/配点の満点合計)×加算点の満点

なお、加算点の満点は30点とする。また、加算点は小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

(5) 評価の基準

別表のとおり。

別表 評価の基準【参考例】

①企業の技術力

評価項目	評価内容	配点	評価基準
施工計画			
施工計画		10 7.5 5 2.5 0	A: 得点率が75%超 B: 得点率が50%超から75%以下 C: 得点率が25%超から50%以下 D: 得点率が0%超から25%以下 E: 得点率が0%または全ての入札参加予定者の得点合計が3点以下
※得点率(%)=(入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高点)×100(小数第1位止(小数第2位切捨)) ※得点は、提案内容により1点(良)、0点(普通)、-(不採用)とする。			
配置予定技術者の能力 ※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。			
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請けの主任(監理)技術者または現場代理人(1級または2級施工管理技士等)として従事したものである。	A: 同種工事 B: 類似工事 C: 実績なし	
配置予定技術者の資格 A	○ 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門(選択科目「農業土木」) ③ 森林部門(選択科目「森林土木」) ④ 水産部門(選択科目「水産土木」) ⑤ 総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか) ○ 上記(1)～(3)のいずれかの取得後の年数とする。	A: 1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上 B: 1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満 C: 1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満 D: その他	
配置予定技術者の資格 B ※オプション項目(OP)	○ 公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工事士	A: あり B: なし	
企業の施工能力			
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	A: 同種工事 B: 類似工事 C: なし	

②技術提案

評価項目	評価内容	配点	評価基準
技術提案			
		10 7.5 5 2.5 0	A: 得点率が75%超 B: 得点率が50%超から75%以下 C: 得点率が25%超から50%以下 D: 得点率が0%超から25%以下 E: 得点率が0%または全ての入札参加予定者の得点合計が3点以下
※得点率(%)=(入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高点)×100(小数第1位止(小数第2位切捨)) ※得点は、提案内容により1点(良)、0点(普通)、-(不採用)とする。			

※ 「配置予定技術者の能力」～「企業の施工能力」は、案件によっては評価項目を追加、削除することができる。

※ 「配置予定技術者の能力」～「企業の施工能力」の評価項目の配点は案件毎に検討するものとする。

工事目的物の性能・機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	(定量) 路面のわだち掘れ量を何mm以下に抑えるか	
			(定性) 透水性舗装の透水量をどのように向上させるか 現場溶接の品質を如何に確保するか	
		走行騒音の低減	(定量) 車両走行時の路面から騒音を何dB低下させるか	
		安定性の向上	(定性) 改良柱体の強度のバラツキを如何に少なくするか 軟弱地盤後の圧密沈下量を如何に低減させるか	
		耐久性の向上	(定量) 骨材飛散抵抗性の損出量を何%以下に抑えるか	
			(定性) コンクリートのひび割れを如何に抑制するか 扉体、取水塔、スクリーン等に対して、もらい錆を如何に防止するか	
		強度の向上	(定性) 改良柱体の強度をどのように増加させるか 現場溶接のひずみをどのように防止するか	
		美観	(定性) 周辺環境に配慮した自然石組みをどのように施工するか 石積みを使用する自然石をどのように選定するか	
		供用性の向上	(定性) 供用後の路面の平坦性をどのように向上させるか 舗装材料の明るさをどのように向上させるか 監視カメラの性能を如何に向上させられるか	

社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音	(定量) 施工中の工事騒音を何dB低減 施工中の騒音発生期間を何日短縮出来るか	
			(定性) 施工中の工事騒音をどのように低減させるか	
		振動	(定量) 施工中の振動値を何dB低減 施工中の振動発生期間を何日短縮出来るか	
			(定性) 施工中の工事振動をどのように低減させるか	
		粉塵	(定量) 施工中の粉塵濃度を何mg/m ³ 低減 法面などの裸地期間を何日短縮出来るか	
			(定性) 施工中の粉塵の発生をどのように抑制できるか	
		水質汚濁	(定量) 工事排水のSS値を何mg/L減少させるか 施行中の濁水発生期間を何日短縮出来るか	
			(定性) 工事排水のPHをいかにして下げるか 施工中に発生する汚水・排水をどのように処理するか	
		景観	(定性) 施工中の景観をどのように保全するか	
		大気汚染	(定量) 施工に伴う二酸化炭素を何t削減できるか 建設機械からVOC排出量を何t削減できるか 排ガス対策機械を何割導入するか 施工中の排出ガス量を何m ³ /hr削減できるか	
			(定性) 施工中の排出ガスを如何に抑制するか	
		生活環境	(定量) 施工中の障害日数（漁業障害など）を何日短縮出来るか	
			(定性) 周辺環境に対してどのような配慮を行うか 生活環境を維持するためにどのような施工設備に係る提案が出来るか 生活環境を維持する為にどのような工程計画が提案出来るか	
		生態系	(定量) 施工に必要な面積を何m ² 縮小できるか	
	交通の確保	規制時間	(定量) 工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか 作業時間を何時間短縮出来るか	
		ネットワーク	(定量) 道路迂回日数を何日短縮できるか	
			(定性) 周辺道路交通への影響を如何に軽減するか 交通ネットワークを確保するためにどのような施工法を提案出来るか	
	特別な安全	安全対策の良否	(定量) 施工中の歩行者道路面積を何m ² 拡大できるか	
			(定性) 第三者の安全をどのように確保するか	
	省資源／リサイクル	被災リスク	(定量) 離隔距離（仮締切工の堤防からの距離）を何m確保出来るか	
		リサイクルの良否	(定性) リサイクル材をどれくらい使用するか リサイクル対策についてどのような提案ができるか 施工中の建設副産物の発生量をどのくらい削減できるか 分別解体・現場内集積に関してどのような提案が出来るか	
		省資源対策	(定性) 現地発生材を如何に有効利用するか	

技術資料作成要領（特定調達契約等）

① 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式1号	1) 作成要領 ①様式には押印すること。 2) 特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。

② 施工計画

施工計画	様式2号	1) 作成要領 ①提案は「具体的項目」について、目的、効果、手法が判るように記載すること。 ②提案は本様式1枚に記載し、句読点、数字、記号等を含み600字以内で箇条書きとすること。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。 ③補足説明資料（図、表等）として別途1枚のみ添付することができる。（A4で様式は自由） 2) 特記事項 ①「1. 提案の有無」で「有り」を選択し、本様式に提案の記載がない場合は無効とする。 ②記載があっても評価項目と違う内容が記載されている場合は無効とする。 ③提案が600字を超えた場合や箇条書きでない場合は、一切評価しない。 ④本様式に図、表等が添付されている場合は、一切評価しない。 ⑤提案が本様式、補足説明様式合わせ2枚を超える場合、一切評価しない。 ⑥補足説明資料が文章で記載されている場合、または本様式に記載がないものが補足説明資料に記載されている場合、評価の際、その部分については参考としない。
------	------	---

③ 配置予定技術者の能力

配置予定技術者の施工実績	様式3号 （2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。）	1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の資格 A 及び B		1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

④ 企業の施工能力

企業の施工実績	様式4号	1) 作成要領 ①「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ②「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
---------	------	---

⑤ 技術提案書

工事目的物の性能・機能に関する事項	様式6号	1) 作成要領 ①提案は「具体的項目」について、目的、効果、手法が判るように記載すること。 ②提案は本様式1枚に記載し、句読点、数字、記号等を含み600字以内で箇条書きとすること。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。 ③補足説明資料（図、表等）として別途1枚のみ添付することができる。（A4で様式は自由）
社会的要請に関する事項		2) 特記事項 ①「1. 提案の有無」で「有り」を選択し、本様式に提案の記載がない場合は無効とする。 ②記載があっても評価項目と違う内容が記載されている場合は無効とする。 ③提案が600字を超えた場合や箇条書きでない場合は、一切評価しない。 ④本様式に図、表等が添付されている場合は、一切評価しない。 ⑤提案が本様式、補足説明様式合わせ2枚を超える場合、一切評価しない。 ⑥補足説明資料が文章で記載されている場合、または本様式に記載がないものが補足説明資料に記載されている場合、評価の際、その部分については参考としない。

⑥ 技術提案書の取り扱いに関する事項

	様式7号	1) 作成要領 ①工業所有権を含む技術提案である場合、その取り扱いに関することを記載する。
--	-------------	---